

改正 意匠法成立・公布!

意匠の国際登録制度「ハーグ協定」 の全貌と説明

～ そのリスクと対策を探る ～

日時
平成 26年 10月24日 (金)
10時～16時10分 (開場9時30分)

意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブアクト」加盟のための改正意匠法が2014年4月25日に可決・成立し、同年5月14日に公布されました(法律第36号)。2015年1月1日に加入書が寄託された場合には、2015年4月1日より改正意匠法が施行されるとともに、意匠の国際登録制度を利用できるようになります。

第1部では、改正意匠法につきまして、逐条的に解説します。すなわち、(1) 日本→特許庁→WIPOへ出願する場合、(2) 加盟国→WIPO→日本へ出願が入ってくる場合、(3) 経過装置について解説します。

第2部では、意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」(日本→WIPOへの直接出願)について、メリットとリスクを踏まえて、その活用方法について解説します。

第3部では、各項目別に各国意匠制度の特徴的な制度について解説します。

本セミナーに参加することにより、意匠の国際登録制度及び各国の意匠制度の特徴を理解するとともに、リスクを回避した利用方法を習得することができます。

日本弁理士会会員の皆様へ

(一財)経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。
この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。
この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

講師: ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士 青木 博通 氏

参加料: 各1名につき(資料代・消費税込)

特別会員	普通会員・ 知財会員	特許ニュース 購読者	一 般
10,000円	15,000円	18,000円	23,000円

場 所:

銀座会議室(三丁目)2階A室

東京都中央区銀座3-7-10 松屋アネックスビル
(東京メトロ銀座線・日比谷線銀座駅下車A12番出口
より徒歩約2分)

第1部 改正意匠法の逐条解説

1. 日本→特許庁→WIPO (意匠法60条の3乃至60条の5)
2. 加盟国→WIPO→日本 (意匠法60条の6乃至60条の22)
3. 経過装置 (附則4条)

第2部 意匠の国際登録制度「ハーグ協定ジュネーブアクト」

1. ハーグ協定の概要 (基本構造と手続)
2. マドプロとの違い (特に国内原簿の位置づけ)
3. 利用状況 (企業ランキング、出願の多い分野)
4. 願書の書き方
5. 指定国毎に異なる存続期間 (15年～50年まで)
6. 指定国毎に異なる留保規定 (公告繰り延べの可否)
7. ハーグ協定のメリット (コスト、権利管理の集中等)
8. ハーグ協定のリスク (秘密性の欠如、拒絶理由の開示、拒絶率の高い国等)
9. 実務対応策 (国際登録と直接出願の使い分け)

第3部 各国意匠制度の特徴と実務対策

1. 条約
2. 基本構造
3. 日本からみた各国の特異な制度

最新のセミナー情報がご覧になれます

<http://www.chosakai.or.jp/seminar/seminar-annai.htm>

経済産業調査会 セミナー

検索

「改正 意匠法成立・公布!意匠の国際登録制度「ハーグ協定」の全貌と説明」参加申込書 (H26.10.24開催)

ご所属名	電話
	FAX
	E-mail
ご住所 〒	
参加者	
お名前	部署名
お名前	部署名
お名前	部署名
備考欄	
申込先	<p>FAX : 03-3535-4884</p> <p>E-mail : seminar@chosakai.or.jp</p> <p>一般財団法人 経済産業調査会 〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 電話03-3535-4881</p>